

グローバル・ガバナンス学会 ニュース・レター 第 9 号

Japan Association of Global Governance News Letter No. 9

2017-7-31

〈巻頭言〉

グローバル・ガバナンス論における国民国家の位相

グローバル・ガバナンス学会副会長

松井康浩 (九州大学)

本学会第 10 回大会のパネルでトランプ政権をはじめとするポピュリズムの動向がテーマに掲げられたように、多国間協力、各種のアクターの協働を柱とするグローバル・ガバナンスに対して逆風が吹き始めた感がある。その傾向は、国際政治の世界だけでなく、学術の世界にも見いだせる。

「グローバル・ガバナンスは現代エリートのマントラである」

これは、世界経済の政治的トリレンマ論で良く知られるダニ・ロドリックが書いたあるエッセイの冒頭の一文である。商品、サービス、資本、情報の越境的フローの沸騰により諸国は相互に結び付けられ、いかなる国も経済問題を自身では解決できず、グローバルなルール・協定・制度が必要だ、といった主張をグローバル・ガバナンスの要請と捉え、それを現代エリートの「マントラ」、しかも処方箋として誤った呪文だと批判する含意である。

経済のハイパー・グローバル化は、民主政治・国民国家の両者と並び立たず、ハイパー・グローバル化を取れば、民主政治かもしくは国民国家を犠牲にしなければならない。このトリレンマ論においてロドリックは、国民国家を選択肢から外し、ハイパー・グローバル化と民主政治を両立させる制度構想として「グローバル・ガバナンス」を位置付ける。しかしそれは諸国家の多様性に鑑みて非現実的かつ望ましくないものとみなすロドリックは、ハイパー・グローバル化を放棄して、国民国家と民主政治を取ることを主張し、その立場から再評価されたのが「埋め込まれた自由主義」＝ブレトンウッズ体制であった。今の時代にそれをそのまま適応はできないにしても、各国民国家に多くの裁量の余地を残した「ブレトンウッズの妥協」のバージョンアップこそが、現代世界において求められる。以上がロドリックの議論の概要だ。

ブランコ・ミラノヴィッチが提示した「像のカーブ」が描き出すように、この 20 年間のグローバル化がもたらした深刻な経済格差を前にすれば、国民国家による富の再配分の仕組みを再整備することは不可欠であり、国民国家の役割は今なお大きい。ただし、ロドリックの想定するグローバル・ガバナンスは、かなりの程度、民主的手続きを伴った世界政府に近く、中央政府なきガバナンスを探求してきた既存の議論とはやや異質な、

かつ、既存の議論でもロドリックが再評価する国民国家はガバナンスの担い手に位置付けられてきたことからすれば、彼の議論をもって、グローバル・ガバナンスは望ましくなく、実行可能性もないといった主張が広まれば、それは極めて問題だ。グローバル・ガバナンスは、国民国家、民主政治、グローバル化を並び立たせる規範的構想であり、ブレトンウッズ体制も一つのガバナンス実践だったと考えるべきだろう。また、ロドリックも、地球環境や人権価値などは、ハイパー・グローバル化が進む経済領域とは異なる「グローバル・コモンズ」に該当し、それらの諸問題にはグローバルな対応が不可欠と主張している。

ただ、グローバル・ガバナンス論が、国民国家以外のアクターに、より光を当てる傾向があったことは事実で、いまなお最大の政策遂行能力を有し、民主的正当性の確保という点でも意義を失っていない国民国家の位置や役割をガバナンス論の中で再評価することは必要な作業に思われる。その意味で、近年の逆風は、グローバル・ガバナンスの「国民国家論的転回」に幾分なりとも舵をきるための一つの貴重な契機になっているとはいえないだろうか。

第10回研究大会（名古屋大学・東山キャンパス）

2017年5月13日

部会1「人道的ガバナンスの胎動？—戦争被災者・難民・少数民族問題と国際社会の関与—」 (10:00~12:00)

報告者：上野友也（岐阜大学）

論 題：「新しい安全保障と新しい集団安全保障—シリア内戦における戦争被災者の保護を事例として—」

報告者：中山裕美（東京外国語大学）

論 題：「突発事態とガバナンスの可変性—難民ガバナンスにおける多主体連携の構築—」

報告者：玉井雅隆（立命館大学）

論 題：「保護されないマイノリティとしての移民労働者と欧州—ナショナル・ガバナンスとグローバル・ガバナンスの狭間で—」

討論者：柄谷利恵子（関西大学）

司会者：太田宏（早稲田大学）

本部会は、突発的に発生する内戦等によって難民や移民あるいは少数民族が被る災難と周辺諸国に避難場所を求めて大挙移動する問題に、国際社会はどう対応しているか、と問

う。

上野会員の「新しい安全保障と新しい集団安全保障」は、豊富な資料の提示によって難民支援の実態を報告しつつ、多様な主体の参加も浮き彫りにした。同会員は、シリア問題に関して本質的な紛争の解決に向けての安保理決議ではなく、反体制勢力を包囲している地域以外での人道支援活動を保障する安保理決議によって、人道支援へのアクセスと支援の円滑化及び多様なアクターの参加が確保され、新しい集団安全保障の枠組みが提示されたと論じる。この議論に対して、会場から、国連憲章第 7 章の集団安全保障と異なる事例なので、集団安保という概念を報告事例に当てはめるのは不適切ではないか、という指摘があった。

中山会員は、「突発事態とガバナンスの可能性」に関して、難民レジームの変容を主体の変容と捉えて論じた。国家間の取極である難民条約締結を機に UNHCR も誕生した国家主導の難民対策から、NGO に難民支援を肩代わりさせるような難民レジームに変容し、国内避難民の急増で UNHCR 本来の「国際的難民保護」規範が動揺する中、シリア難民の一部の EU 諸国受け入れ拒否という事態を迎え、国家が難民支援の主体から後退している。この議論に対して討論者から、国家ではなく元々 UNHCR が難民支援の主体ではないかという疑問が提示された。また、会場からガバナンスはそもそも変容するものなので、分析概念としては相応しくないのでは、という指摘もあった。

玉井会員の「保護されないマイノリティとしての移民労働者と欧州」は、複雑な EU 並びに OSCE におけるマイノリティと移民労働者の問題を解説し、特に、定住化そして国籍獲得以前の移民の立場の脆弱さに光を当てて様々な問題点を指摘している点で有意義な論考といえる。ただ、マイノリティの問題と移民労働者の議論が混在していて、同じ民族が異なる国に居住することによって様々な経済・社会・政治的問題が生じる、という通常想起される問題が十分に論じられていなかった。

本部会の企画者は、三つの報告の共通点として、ガバナンスの対象として保護されるべき対象者が主体として自らの窮状に対して声を上げ、積極的にガバナンスに関与できていないこと、期待されるガバナンスの主体である国家が積極的に関与しないことを挙げた。果たして、戦争被災者・難民・少数民族問題の国際的な人道的ガバナンスは胎動しているのだろうか。そうでないなら、何故か。今後の研究の展開に期待したい。

(文責：太田宏)

部会 2 「EU の通商戦略と日 EU 関係の今後」(10:00～12:00)

報告者：高江洲睦子（早稲田大学）

論 題：「国際通商ガバナンスと EU—通商政策形成における欧州委員会の役割
を中心に」

報告者：明田ゆかり（外務省）

論 題：「持続可能な貿易ガバナンスの模索—日 EU・EPA 交渉を手掛かりに」

討論者：武田健（東海大学）

司会者・討論者：臼井陽一郎（新潟国際情報大学）

巨大な経済圏構想が紙面を賑わしてきたが、大西洋をまたぐ EU・アメリカの TTIP も、日米中心に太平洋をつなぐ TPP も、現在停滞している。この状況で俄然注目を集めてきたのが、日本と EU の交渉である。本部会では、若手研究者と外務省交渉担当官による報告に EU 政治研究者 2 名の討論を組み合わせることで、EU の貿易ガバナンスの現在的特徴に理論的かつ実務的に迫っていった。

第 1 報告は高江洲睦子会員（早稲田大学・院）による「国際通商ガバナンスと EU—通商政策形成における欧州委員会の役割を中心に」。EU の通商戦略文書『グローバル・ガバナンス』をとりあげ、その視点から EU 韓国貿易協定の交渉過程を検討、そこに欧州委員会の主導性と産業団体の影響力を析出し、先行研究が捕捉し切れなかった両者の強さに注意を引こうとする報告であった。

第 2 報告は日 EU・EPA の交渉官・明田ゆかり会員（外務省）による「持続可能な貿易ガバナンスの模索—日 EU・EPA 交渉を手掛かりに」。貿易協定の現場では EU といえども WTO の言語がベースになるという。また EU が貿易協定の交渉を通じて相手に迫る欧州的価値規範の多くが、日本側には影響を与え切れていないという。実務の現場に立つがゆえの様々な事例を紹介しつつも、ニコライディスの理論研究（EU 統合の持続性を問題にする研究）に引きつけて EU 通商戦略の問題性を抉り取り、もって貿易ガバナンスの持続性を批判の俎上に乗せる貴重な報告であった。

以上二つの報告に対して、武田健会員から丁寧なコメントがあった。高江洲報告には先行研究を書き換える可能性があるが（政府間主義優位の研究状況に対する新機能主義的発想の復権）、説得力が足りない。加盟国や欧州議会の政治的役割も追いつつ、他の交渉事例と比較していくことが必要だという。明田報告には交渉現場にあって観られる EU 対外交渉力の強さ弱さについて問うとともに、公開と参加を強調する EU の民主的基本姿勢がかえって交渉を停滞させていないかどうか——密室外交こそ交渉を進展させるのではないかと——とする視点が逆説的なトーンでもって提起された。この点に引きつけ、最後に臼井が両報告に論点をひとつ提案した。国際貿易協定が何のための誰に資する取り組みであるのかを一般市民に伝える政策コミュニケーションのあり方について、EU にも日本にも歪みが見られないかとするものである。以上に加えて、フロアからも活発なレスポンスがあり、たとえば EU の貿易交渉における人権の扱い方についてなど、重要な質疑・コメントが寄せられた。

（文責・臼井陽一郎）

部会 3 「自由論題部会」 (13:00～15:00)

報告者： 山川卓（立命館大学国際関係研究科研究生）

論 題：『『ロマ包摂の十年』プロジェクトと国際的なマイノリティ保護』

報告者：南波慧（一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程学生）

論 題：「欧州域外国境における人道危機の安全保障化—海難救助活動とブローカーとの闘い—」

報告者：原田徹（同志社大学政策学部助教）

論 題：「EU ガバナンスと福祉国家改革の政治—年金・健康保険関連 EU 指令の政治過程での政党アクターの選好表出パターンを中心に—」

討論者：福田耕治（早稲田大学）

司 会：市川颯（関西学院大学）

部会 3 では、自由論題部会ではあったものの、EU もしくはヨーロッパを舞台とする多様な問題について、多角的に光をあてる三つの報告から構成された。

山川卓会員（立命館大学国際関係研究科研究生）は『『ロマ包摂の十年』プロジェクトと国際的なマイノリティ保護』という報告を行い、国際的なマイノリティ保護の実践可能性と限界が考察された。報告に対し、福田耕治会員（早稲田大学）は EU の制度と加盟国制度の違いに注意しながら議論をすることを勧めたうえで、ロマ包摂のプロジェクトに対して、これらの政策評価がどのようになされたのか、また、政策効果はどの程度あったのかについて、質問がなされた。

続いて、南波慧会員（一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程学生）が「欧州域外国境における人道危機の安全保障化-海難救助活動とブローカーとの闘い」と題する報告を行った。ここでは、EU 及び周辺における難民の移動を制約する政策を実施する上で、EU と加盟国が人道主義をどのように利用しており、その結果どのような影響が生じているかを明らかにした。報告に対して福田耕治会員（早稲田大学）から、人の越境移動に対して人道的に国境を守ることに對しての EU の言説形成過程から、ブローカーを悪者にする論理構造が生まれたことを認めた上で、非合法難民のみならず、合法難民の移動についても研究として取り扱う必要を指摘した。さらに、今後のシェンゲン空間のあり方について質問がなされた。

最後に、原田徹会員（同志社大学政策学部助教）が「EU ガバナンスと福祉国家改革の政治-年金・健康保険関連 EU 指令の政治過程での政党アクターの選好表出パターンを中心に—」と題する報告を行った。ここでは、2000 年以降、EU とその加盟国を跨いで展開されている福祉国家改革の政治状況について考察が行われた。この報告に対し福田耕治会員（早稲田大学）から、福祉国家研究と EU 研究を跨橋する試みの意義を認めた上で、なぜ分析

対象期間が新自由主義ターン以後のみに絞ったのか、さらに、一般的に EU の社会政策は成功していると考えられるかと質問した。また、各国の福祉レジームの違いを要因として、EUにおける単一的な福祉政策形成の困難を指摘した。

(文責：市川 顕)

部会 4「東アジアの「危機の 20 年」—戦間期国際制度の再検討—」(13:00~15:00)

報告者：後藤春美 (東京大学)

論題：「国際連盟の社会人道面での活動と東アジアの帝国秩序」

報告者：三牧聖子 (高崎経済大学)

論題：「アジアにおける『戦争違法化』の意味」

討論者：瀧口剛 (大阪大学)

司会者・討論者：菅英輝 (京都外国語大学)

後藤報告は、国際連盟の対中技術援助、なかでも日中戦争勃発後の伝染病防止対策に従事した連盟派遣の「専門家」と中国側との協力と摩擦、および帝国（日、英、仏）側の対応に焦点を当てることによって、連盟が「国際主義」を体現していただけでなく、帝国秩序を内在させていたことから生じる、「国際主義者」たちの活動の苦悩を浮き彫りにすると同時に、連盟の社会人道面の活動が国際連合の経済社会理事会に継承されていったことも考察の射程に入れたものであった。三牧報告は、東アジアの平和と「戦争違法化」とのかかわりをめぐる同時代的論争の考察を通して、「戦争違法化」が平和の促進よりも攪乱につながると思われた論者たちの主張を整理するなかで、戦間期の平和が長続きしなかった原因は、大戦前に支配的であった、紛争を平和的に解決するという伝統が「旧外交」だとして安易に切り捨てられたことにあるのではないかとの問題を提起し、不戦条約の第一条（戦争放棄）ではなく、紛争の平和的解決を規定した第二条の重要性に改めて光を当てるものであった。

討論者の瀧口は、(1) ワシントン体制に混交する「旧外交」と「新外交」の関係の評価、(2) 30年代日本の地域秩序構想とグローバルな秩序との関係を英米はどう見ていたのか、(3) 不戦条約建前論のイメージとは別に、同条約は当時の外務省や軍部では注目されていた。同時代の欧米の実務家レベルでの、日本の連盟外交の評価如何、(4) 帝国秩序が色濃く残る戦間期だが、過渡期としての側面だけで見ることができない。戦間期と戦後との類比についてどう考えるか、を問うた。

(1) に関して、三牧は、極東の平和の崩壊原因は「新秩序」が「旧秩序」を圧倒できなかったことに求めるのが一般的だが、両者の関係は複雑だとの観点から、紛争の平和的解決を重視する「旧外交」を再評価すべきだと応答。一方、(1)とも関連して、戦間期秩

序は、帝国秩序と国際秩序が混在しているのではないかとの問い（菅）に対して、後藤は、前者が後者より圧倒的に強かったと応じたうえで、（3）に関して、外務省内には連盟脱退反対の人もいたと思うが、実務家レベルの研究は意外と少ないと述べた。一方、この点に関して、三牧は、外交レベルでは、議論が不戦条約第一条に照らした日本の行動の違法性の問題に集約していったが、同時代の国際法学者は第二条の紛争の平和的解決を重視したと指摘した。また（2）と（4）に関連して後藤は、戦間期は、帝国主義ではダメだという観点から、走りながら考え新制度を創っていった時期で、当初の意図を超えて連盟の機能が拡大し、国際連合、EU、「人間の安全保障」に引き継がれていったと述べた。三牧は（4）に関連して、戦間期には侵略戦争の違法化が進められていく反面、「正義の戦争」は正当化、肥大化され今日にいたっていると答えた。

報告者の共通点として、ガバナンス論の観点から機能主義的アプローチの重要性の指摘を菅が行ったのに対して、概ね二人とも同意し、フロアからも賛同する旨の発言があった。また、参加者からは、戦間期秩序最大の要因として、恐慌の発生の指摘や、戦間期の危機が現在も継承されているとして、「危機の70年」という指摘もなされた。

（文責：菅英輝）

ブラウン・バッグ・ミーティング（BBM）「自衛隊のグローバルな意義」（15:00～16:20） 原則会員限定セッション

基調講演・討論：中谷元（衆議院議員・前防衛大臣）「自衛隊のグローバルな意義」
報告者：本多倫彬（キヤノングローバル戦略研究所）「日本流平和構築アプローチの形成」
報告者：宮下大夢（早稲田大学）「東南アジアにおける新たな平和協力の模索—『積極的平和主義』を超えて」

司会：平川幸子（早稲田大学）

衆議院議員の中谷元氏を迎えての報告・討論に約60名が参加した。中谷氏は前防衛大臣、平和安全保障担当大臣、現在は衆議院憲法調査会、自民党憲法改正推進本部で要職にある。基調報告では、憲法と自衛隊との歴史的関係、解釈の整理、自衛隊の海外活動実績、個人的なリーダーが多く不透明さを増すアジア太平洋の現状等について、パワーポイントを使っただけの簡明な説明があり、国内外で重要な任務を担う隊員のために自衛隊の存在は憲法で明記されるべきとの見解が示された。

本多会員は、自衛隊の国際平和協力活動を平和安法制と関連付けて体系的に整理した上で、今後を考える視点として、1）国際平和協力の本流は国づくり支援、2）エンジニアよりも国際貢献を志向し始めた施設部隊・隊員自身の変化、3）国際平和協力の概念より「実態」を検討する必要性、を挙げた。さらに発展の方向性として、性質別に複数の可能性を列挙して検討した上で、全体としてアジア・太平洋地域を重点とする有効性を指摘

した。

宮下会員は対象地域を東南アジアに絞ってさらに具体的な検討を行った。現状では能力構築支援が活動の中心だが、当該地域には様々なレベルの紛争が偏在しており、国際監視団への自衛官派遣、過去の国際平和協力のフォローアップなど、自衛隊の能力を発揮できる他の活動の可能性もありえる。能力構築支援と PKO、国際緊急援助などを効果的に組み合わせることによって現地の軍の体質改善にも貢献できる可能性がある、等、武力行使を伴う可能性のある活動とは異なるいくつかの新しいアイデアが示された。

両報告に対し中谷氏からは、示された方向性への同意に加えて、対中国という戦略的観点からの意義にも言及があった。会場からは、同盟関係の平和活動と国連の平和活動をいかに区分しているのかとの質問があった。中谷氏からは各ミッション派遣準備段階で隊員への教育訓練がなされているとの説明があり、本多会員からは、日本が独自に進めたイラクの経験を国連 PKO にそのまま適用した問題点が話された。その他、海上自衛隊による取り組みの可能性、隊員の PTSD 対策とその開示の必要性、などについても質疑応答がなされた。世界的にもユニークな存在である自衛隊を、グローバルな課題に対応できるアクターとして再考する上で必要な知識、視点の体系的整理につながるセッションになった。

(文責：平川幸子)

共通論題 1 「アクターとしてのトランプ政権」(16:30-18:30) 市民公開セッション

報告者：大矢根聡 (同志社大学)

論 題：「トランプ政権の『アメリカ・ファースト』貿易政策—保護貿易主義の新たな次元と国際的影響—」

報告者：中山俊宏 (慶應義塾大学)

論 題：「トランプ政権の対外政策」

報告者：小尾美千代 (南山大学)

論 題：「アメリカのエネルギー市場とグローバルな気候変動ガバナンスへの影響」

討論者：松井康浩 (九州大学)

司会者・討論者：山本武彦 (早稲田大学)

トランプ政権が発足して 100 日が経過したところで、トランプ政権の打ち出した外交・安全保障や通商政策、環境政策、オバマ・ケアの見直しといった一連の政策の効果をめぐって米国内外で論議が賑やかに展開されている。学会 1 日目の共通論題として設定された表題のテーマをめぐって、3 人の報告者がそれぞれの専門分野から評価を行った。

まず、大矢根聡会員 (同志社大学) は「トランプ政権の「アメリカ・ファースト」貿易政策—保護貿易主義の新たな次元と国際的影響—」と題して、TPP (環太平洋経済連携協

定)からの離脱に始まり、NAFTA(北米自由貿易協定)の見直しなど、米国第一主義の選挙公約を実践しようとする動きについて、1980年代の保護貿易主義とは異なる位相を描き出している点に着目する。そして USTR(通商代表部)の文書「2017年度大統領貿易政策アジェンダ」と対日、対中貿易政策の実際とを対照させながら、トランプ政権の政策展開がトレースされた。

次いで中山俊宏氏(慶應義塾大学)は、選挙期間中のトランプ氏の掴みどころのない発言の束を手掛かりに、「アメリカ・ファースト」を叫ぶトランプ大統領の予測困難な対外政策の本質が奈辺にあるかを探り出そうとする。トランプ・ドクトリンと呼べるような対外政策の骨格を描き出すことは現段階では早すぎると断りながら、トランプの言説から疫学的世界観に立った対外政策の輪郭が描き出される。そのスタイルは歴代の大統領が醸し出してきたものにはない特異なものであり、強いて挙げればジャクソン第7代大統領のスタイルに似通っているとす。さらにアジアとの関連では、オバマ政権が追求した re-balancing 政策は終焉の方向に向かいつつあることが強調された。

第3に、小尾美千代会員(南山大学)が、「アメリカのエネルギー市場とグローバルな気候変動ガバナンスへの影響」と題する報告を行った。気候変動に関する枠組み協定(パリ協定、COP21)が2016年に発効してから二大温室効果ガス排出国であるアメリカと中国の動向が注目されるなか、オバマ政権の気候変動対策を撤廃する大統領令を発して以降、環境保護局予算の31%削減に示される政策姿勢からトランプ政権の気候変動対策のガバナンスの方向性を読み解こうとする。トランプは石炭産業の保護に強い関心を示す一方で、再生可能エネルギー部門での雇用が増加している現状を詳細なデータ分析を通して紹介し、州レベルでの温室効果ガスの排出量にも着目しながら連邦と州レベルの取り組みに複眼的に接近することでトランプ政権下のエネルギー政策の行方に考察が加えられた。

これらの報告に対して松井康浩会員(九州大学)から討論者として多面的な角度からコメントと評価が行われ、各報告者から短い応答がなされた。次いで、フローアーとの間で質疑応答が交わされ、論題の意味するところをめぐって報告者と参加者との間で白熱した論戦が展開された。この論題はトランプ政権発足後間もない時期に設定されただけに、報告者の問題提起が材料不足の中で行われざるをえず、議論の焦点を絞り込むのに戸惑いを禁じえながらも、2016年の Brexit を契機に米欧に充満しつつある populist backlash 現象さなかのアメリカ新政権の動向が、様々な争点分野におけるガバナンスの方向性を左右しかねないだけに、会場の強い関心を引き起こしたことだけは間違いない。

(文責・山本武彦)

2017年5月14日

部会5「冷戦期社会主義勢力の国際秩序観」(9:30~11:30)

報告者：神田豊隆(新潟大学)

論題：「社会民主主義勢力の国際関係史—社会主義インターナショナル・アジア社会党会議・日本社会党—」

報告者：松村史紀（宇都宮大学）

論題：「中国とソ連の国際戦略—1950年代のアジア地域を中心に—」

討論者：香川敏幸（慶應義塾大学）

司会者・討論者：宮脇昇（立命館大学）

部会 5 では、グローバル・ガバナンス論の源流の一つが社会民主主義や社会主義にあるとの理論的背景をもとに、2名の報告がなされた。まず神田豊隆会員（新潟大学）は、「社会民主主義勢力の国際関係史—社会主義インターナショナル・アジア社会党会議・日本社会党」と題して、社会民主主義勢力の国際関係史の重要性を、三つの文脈（冷戦史の中の社会民主主義、日本外交史の中の日本社会党、グローバル・ガバナンスと社会民主主義）の協奏的報告を行った。1950年代に、ヨーロッパとアジアの社会民主主義勢力は、どのように相互のネットワーク構築を図ったのか。本報告では、社会主義インターナショナル（Socialist International: SI）とアジア社会党会議（Asian Socialist Conference: ASC）の関係史や日本社会党の役割を中心にひもとき、近年公開された史料をもとに、第1回 SI 会議をめぐる攻防、アジアにおける社会党ネットワーク構築、SI による「後進国」開発問題への取り組みとその限界等の論点が提示された。最後に欧州における発展に比してアジアにおいてなぜ国際的運動が停滞したかとの問いに対し、普遍的「インターナショナル」を志向した欧州の社会民主主義者が社会主義＝国際主義と考えたのとは対照的に、アジアの社会（民主）主義者は社会主義＝ナショナリズムの構図を進めたことが明確に示された。

続いて「中国とソ連の国際戦略」と題した松村史紀会員（宇都宮大学）の報告では、3つの基軸、すなわち世界戦争論、「現状維持」の非対称性、東側陣営にとっての東アジア冷戦が示され、とりわけ東アジア冷戦に対して中ソが政府・党の二重の戦略をとったことの意味が論じられた。中ソ両国は、公式には東西の現状維持、すなわち伝統的な大国・政府間関係や公式の中ソ同盟体制を喧伝した一方、他方では非公式な手法として現状変革、党際関係などを駆使した革命闘争を目指した。この二重の国際戦略は、中ソの「公式」同盟が「現状維持」に配慮し、「非公式」の闘争として北京の弱い司令塔と後景に退くモスクワという現象となって現れる。それは、その後の現代中国「外交」の起点となり、東側陣営内で中国台頭の要因となった。結果的に、本来、ソ連の領分であった東西関係に北京が大きく踏み込むことで、二重の戦略は均衡を失い、中ソ不和へ導かれたことが史料をもとに示された。

2つの報告に対して、討論者の香川敏幸氏（慶應義塾大学）より下記の論点が提示された。神田報告に対して、非同盟運動や社会民主主義運動が興隆を極めた冷戦期において、党内分裂を経て推進力が低下したとはいえ、社会主義は果たして国際主義たりうる運動体だっ

たのか。ナショナリズムや愛国主義に依拠せざるをえない各国の政党の国際性の意義について、とりわけ西欧諸国の社民政党でも見られたナショナリズムの影響を考慮するべきではないかとの論点を示された。また松村報告に対して、アメリカ側の史料では解明されない中ソ関係について史料考証に基づく研究として評価しつつ、公式・非公式の二重性の意味、アナーキー要素を含む冷戦レジーム自体が非公式性を有するという観点、また中国による周辺国の従属化についての論点が提起された。

加えて、フロアより、史料解釈、社会党の戦略、アジアの自由世界における社会主義勢力の敗北の理由等の論点が出され、これらの議論を含め、グローバル・ガバナンスの課題を社会民主主義・社会主義勢力の主体の観点から掘り起こす実り多い部会となった。

(文責：宮脇昇)

部会 6 「岐路に立つ国連システム」 (9:30～11:30)

報告者：庄司真理子 (敬愛大学)

論題：「紛争予防規範と平和構築規範の複合と交錯—国連におけるマルチステークホルダー・プロセスの生成過程を例として」

報告者：山田哲也 (南山大学)

論題：「グローバル・ガバナンス論における安全保障の位相」

討論者：山本慎一 (香川大学)

報告者：安藤由香里 (大阪大学)

論題：「国際機構は『人の移動』にどのように取り組んできたのか」

司会者・討論者：本多美樹 (法政大学)

「岐路に立つ国連システム」を共通テーマに、まず、庄司真理子会員 (敬愛大学) は、「紛争予防規範と平和構築規範の複合と交錯—国連におけるマルチステークホルダー・プロセスの生成過程を例として」の報告の中で、国連による「紛争予防」と「平和構築」の規範の生成・発展過程、関係性を整理した後、国連による平和と安全の活動がマルチステークホルダー・プロセス (MSP) を包摂しながら活動を広げている過程を考察した。討論者の山本会員は、MSP とは多様なステークホルダーが対等に合意形成の枠組みを作る過程を意味するが、対等な関係は難しいのではないかと指摘し、国際秩序が揺らぐ中での MSP の実効性について疑問を呈した。これについて庄司会員は、国家は国内制度の構築やガイドラインの策定等の重要な役割を担いながら、他のステークホルダー達と共に平和を公共財と捉えて行動することによって実践面でも MSP は機能すると説明した。

続いて、山田哲也会員 (南山大学) は、「グローバル・ガバナンス論における安全保障の位相」と題する報告で、安全保障領域での規範の役割について考察した。紛争予防や平和

構築の規範は裁判規範なのか行動規範なのか、また、国連総会決議によって設定された制度は規範性をもつのか、などの問題を提起した山田会員に対して、討論者の山本会員からは、国家安全保障と国際安全保障から成る集団安全保障はガバナンスといえるのではないかと、また、総会決議が一部の慣習国際法を促すことから法的拘束力と関わるのではないかと質問がなされた。山田会員は、採択されても放置されたままの決議があるように、安全保障の分野では、グローバル・ガバナンス論が想定するような多くの主体による協働は非常に困難なのではないかと述べた。

最後に、安藤由香里会員（大阪大学）は、「国際機構は『人の移動』にどのように取り組んできたのか」をテーマに、従来は、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が難民の保護全般を、国際移住機関（IOM）が難民の第三国定住や帰還支援を担当するなど、国際機構は住み分けて活動してきたが、現在はそれが困難になり、難民と移民が同列に議論されていることを報告した。本多からは、難民と移民を同列に議論することのメリット・デメリットについて質問がなされ、安藤会員からは、両者を一緒に議論することによってどちらのカテゴリーにも属さず「グレーゾーン」にいた人が保護の対象に含まれるメリットがある一方、共に脆弱な存在だが性質の異なる両者を同列に扱うことには限界があると述べた。フロアからも質問や意見が出され、活発な部会となった。

（文責：本多美樹）

共通論題 2 「ポピュリズム比較と国際秩序」（14:00～16:00） 市民公開セッション

報告者：前嶋和弘（上智大学）

論 題：「トランプはポピュリストか一世論とアメリカ」

報告者：日下渉（名古屋大学）

論 題：「『義賊』の民主主義は可能かーフィリピン、ドゥテルテ大統領の社会構築ー」

報告者：杉田弘毅（共同通信）

論 題：「ポピュリズムと地政学」

討論者：中村登志哉（名古屋大学）（ドイツの視点から）

司会者・討論者：渡邊啓貴（東京外国語大学）（フランスの視点から）

各地のポピュリズムの勃興は国際秩序に大きな影を投げかけている。本セッションでは、その実態と克服についての議論を各地域や各国の事情を比較する立場から考えていくのが目的だった。

前嶋和弘(上智大学)会員の報告「トランプはポピュリストか一世論とアメリカ」はトランプ政権の状況対応的で日和見的な対応をポピュリズムの特徴として、その政治政策・手法とは「アマチュアリズム」でしかないと特徴づけた。したがって新しい政策を実際に実

行していくことは難しく、トランプ政権によるアメリカ内外政の大きな変化はないと結論付けた。

日下渉(名古屋大)会員『義賊』の民主主義は可能かーフィリピン、ドゥテルテ大統領の社会構造ー」では自由と民主主義を掲げる既存政党の政治に対して限界を感じた民衆が、厳格な家父長的道徳・規律によって世直しを求めたのがドゥテルテ政権誕生の意味であり、それはエリート政治の腐敗・違法行為の跋扈への反発としての「義賊政治」であるとされた。しかし「義賊的道徳(ポピュリズム)」は超法規的な政治手法を認めており、それでは真の民主的社会の構築にはならないと日下会員は指摘した。

杉田弘毅(共同通信)は「ポピュリズム比較と地政学」という興味深いテーマで、ポピュリズム、地政学、リベラル国際秩序の三つの要素の関連性の中で、今日の国際社会を考察した。同会員はポピュリズムと地政学的アプローチは国家利益を擁護する立場であり、普遍的価値観であるリベラリズムの普遍的価値観への挑戦である。それは国際秩序の崩壊につながる。問いは前二者の要素の歯止めにあると論じた。

コメント報告として、最近の欧州情勢にかんがみ、中村登志哉会員と渡邊啓貴会員からポピュリズム比較と国際秩序についてドイツとフランス事情からの発言があった。中村会員はドイツの現状を詳しく分析する中で、ドイツではトランプとプーチンに対する強い警戒感があり、そうしたなかでのドイツを中心とした欧州の統一行動が議論されているという指摘があった。渡邊からはフランス大統領選挙についての分析と仏極右ポピュリズム「国民戦線」の今後の退潮を予想する見方が紹介された。

ポピュリズムの定義とともに、議論の共通基準を設ける必要性についての提案、日本への波及についての質問や建設的な意見も出され、有益なセッションとなった。

(文責：渡邊啓貴)

理事会議事録

第 22 回理事会議事録

日時 2017年3月13日(土) 13時～15時

場所 同志社大学・今出川キャンパス良心館4階、RY452

出席：顧問1名、理事10名、大会実行委員1名、事務局幹事1名

委任欠席：理事7名 欠席：顧問1名

【審議事項】

1) 新入会員承認の件

事務局長より新入会員4名(武田健氏、高江洲睦子氏、安藤由香里氏、明田ゆかり氏)の入会希望が紹介され、審議の結果、承認された。

2) 第10回研究大会の件

企画担当理事より、2017年5月13・14日に予定している第10回研究大会(名古屋大学)について進捗状況が説明された。その他、BBMでの招待者の送迎段取り、プログラムは事前にはメールで複数回案内、冊子は当日のみ配布する方針、市民公開講座の広報・料金設定、参加事前登録方法について審議を行った。

3) 創設5周年記念事業の件

担当理事より、叢書の編集状況、募金方法、奨励賞について提案があり審議を行った。うち、奨励賞については選考委員長を選出したが、他の委員については選出方法も含めて継続審議とした。

4) 学会誌の件

編集担当理事に加えて新たに2名の編集委員の就任が承認された。今後は学会誌の特集テーマを研究大会の共通論題とリンクさせること、登壇者に報告者に論文執筆依頼をする可能性もある旨、了承された。ただし、非会員の発表者に執筆を依頼することについては検討の余地があるとの意見が出た。投稿希望者は多いが査読で審査から落ちてしまう現状のため、締め切りのステップを設けるなどの改善案が出された。投稿希望締め切りを5月末日、原稿締め切りを9月15日とし、それに合わせ発刊日も柔軟に対応する方針で合意された。

5) 会計の件

担当理事より、28年度会計状況について報告があった、項目別では学会誌制作の予算オーバーの原因について話し合わせ、学会側と出版社で金額について認識の相違があった点、会長・事務局長から説明された。

【報告事項】

各委員会の仕事に関して報告された。HP、ニュースレターの進捗状況、総括担当からは会則点検、国際交流からは企画協力依頼がなされた。

【懇談事項】

学術会議への参加についての検討を今後行っていく。

*次回理事会は5月13日名古屋大学にて行う予定。

以上
(事務局)

理事会議事録

第23回理事会議事録

日時 2017年5月13日(土) 12時10分～12時50分

場所 名古屋大学情報学部棟 215 会議室

出席：顧問 2 名、監事 1 名、理事 14 名、大会実行委員長 1 名、事務局幹事 1 名

委任欠席：理事 1 名、監事 1 名

【審議事項】

1) 新入会員承認の件

事務局長より、新入会員 5 名（中野涼子氏、野添文彬氏、西脇靖洋氏、片岡貞治氏、南波慧氏）の入会希望が紹介され、審議の結果、承認された。

2) 平成 28 年度会計の件

会計担当理事より、平成 28 年度会計監査の報告が行われ、審議の結果、承認された。会長より寄付金の会計処理は、次年度以降に行うことが提案され了承された。

3) 平成 29 年度修正予算の件（特別講演者謝金の件も含む）

会計担当理事より、29 年度予算の修正案（会費収入、企画業務関係費の追加、支出費目名の一部変更）が提案され、審議の結果、承認された。

4) 創設 5 周年記念事業の件

記念事業委員長より、創設 5 周年記念事業に関する報告および提案がなされた。審議の結果、寄付事業の口座は特別会計として扱う、寄付金は今年度末までは継続する、学会奨励賞の応募締め切りは 9 月末までにする、奨励賞の選考委員会は次回の理事会で審議することが承認された。寄付者へのお礼状の送り方、寄付金は控除対象にならないことなどが話し合われた。

5) 総会の件

事務局長より、5 月 14 日総会の議題案の説明がなされ、審議の結果、承認された。また、会長より、来年度学会の開催場所について東京に拠点を置く理事が名乗りを挙げて欲しいとの発言があった。

【報告事項】

1) 各委員からの報告

次期理事選出規定、来年度研究大会、学会誌編集状況、日本学術会議への申請手続き確認、等々について担当理事から報告がなされた。

2) 次回理事会は、9 月 30 日か 10 月 14 日を予定。

以上
(事務局)

グローバル・ガバナンス学会・奨励賞に関するお願い

グローバル・ガバナンス学会の学会創設 5 周年記念事業として、若手・中堅研究者を対象とした学会奨励賞を創設いたしました。つきましては、会員の皆様に以下の要領で学会奨励賞の授賞候補としての応募および推薦をお願い申し上げます。

1. 学会奨励賞について

グローバル・ガバナンス学会奨励賞の目的は、若手・中堅研究者の優れた研究成果を評価いたし、今後の研究の一層の進展を奨励することにあります。授賞者は、以下の対象から、原則として 1~2 名といたします。

2. 対象となる会員および研究成果

学会奨励賞の授賞対象者は、2017 年 9 月末の時点において、原則として 40 歳以下の会員とします。会員とは、同月末までに理事会において会員としての入会が認められた者を指します。対象となる研究成果は、2014 年 4 月~2017 年 9 月末に刊行された日本語もしくは英語の単著および論文で、以下の方法（3）によって推薦のあったものとします。論文とは、他の学会の刊行する機関誌以外の学術雑誌、および共著・編著書に掲載された論文を指します。

3. 応募もしくは推薦の方法

学会奨励賞の対象となる研究成果は、自薦もしくは他薦で 2017 年 9 月末までに学会事務局に申請してください。その際、所定の申請用紙による電子申請に加えて、著書・論文の現物もしくはコピーを事務局に送付してください。なお、推薦理由等を提示いただく必要はありません。申請用紙のダウンロード、送付先住所などは学会 HP でご確認ください。

4. 選考と授賞

学会奨励賞授賞者は、5 名による選考委員会が 2017 年 9 月から選考を実施して、授賞候補者を理事会に提案し、理事会における審議の結果、決定されます。

授賞者は、2018 年度研究大会において発表され、総会の際に表彰し、賞品として賞状および表彰盾、同研究大会における研究報告の機会を提供いたします。

以上

(学会創設 5 周年記念事業委員会)

研究最前線

「平和のための強制措置」の意味と効果を問い続けて

本多美樹（法政大学）

筆者の関心は、「国際社会による平和のための強制措置とそのプロセスにおける多様な行為主体（アクター）の協働と確執」にある。むろん、「平和」とは、外からの力によって創出されるものではないことから、「平和のための強制措置」とは何とも奇妙なタームだが、現実の国際社会では、秩序を回復、維持するために軍事力や経済力などが行使され、介入や制裁などの強制的な措置が用いられてきた。国際社会の主要なアクターは主権国家だが、現在では NGO などの市民社会や企業などの非国家主体も、国際社会の平和と安全の回復や維持に大きく関与しており、その役割も増している。とくに、紛争や戦争で壊れた社会を再構築するためには、関係諸国や地域機構および国連などの国際機構だけでなく、様々なアクターによる広領域に亘る息の長い支援が必要であるが、支援の際には利害関係者の「政治」が複雑に絡み合い、支援という名の「介入」の場合もある。当事国以外のアクターによって進められる「平和」の回復、維持、構築とは一体何なのか——筆者は、国連をはじめとする国際機構の役割を中心にこの研究を進めてきた。

筆者が 2013 年に出版した『国連による経済制裁と人道上の諸問題——「スマート・サンクション」の模索』（国際書院）は、国連憲章第 7 章に基づく国連経済制裁について、学際的な視点から議論した。かつての国連事務総長アナン（Kofi Annan）が、「経済制裁は政治的利得と不釣り合いな苦痛を国民に負わせる手段であり、平和の維持と人権の保護という二つの任務を負う国連にジレンマを突きつけた」と述べたように、組織的な制裁の場合にはなおさら当事国の無辜の市民が被害者となる。そこで、国連は、そのような状況を回避し、本来制裁を受けるべき対象に焦点を絞った措置を講じる「スマート・サンクション（smart sanctions）」に大きく舵を切り、この手法は現在の国連経済制裁の主流を成す。2001 年の米国同時多発テロ以降は、非国家主体とくにテロリストやその家族、団体に科す「狙い撃ち制裁」が増加しているが、誤って制裁対象となった個人や団体の人権をめぐる問題が顕在化しており、スマート・サンクションは新局面にある。制裁対象者のリスト化、非リスト化における問題点については、目下研究中だが、一部の成果は、臼井実穂子・奥迫元（編著）『経済制裁の総合研究』（志學社、2017 年）に所収した。

また、国連とさまざまなアクターによる平和構築の活動についても研究を進めている。山田満（編著）『東南アジアの紛争予防と「人間の安全保障」：武力紛争、難民、災害、社会的排除への対応と解決に向けて』（明石書店、2016 年）に所収した論文では、国連安保理によって採択された「平和構築活動と女性」に関する累次決議の整理を行い、それらの決議を履行するために加盟国に求められている「国家行動計画（National Action Plans: NAP）」の策定状況とその課題、安保理が定義する狭義の安全保障の限界について問題提起を行った。今年度のテーマとして、平和構築の移行期にある国家が支援者たちに求める支

援とはどういうものなのか、西洋の論理でない「ハイブリッドな支援」の考え方と進め方とはどうあるべきなのかについて模索中である。

国際秩序を回復し、維持するための強制的な措置の効果の追求と人道的な配慮という容易には両立しない目的をいかに両立させるのかという点こそが、国際社会が抱える最大のジレンマである。ジレンマを孕みながら、多岐にわたるアクターが時にぶつかり合いながら協働していく様を今後も観察しつづけていきたい。

新入会員の紹介

武田健氏、高江洲睦子氏、安藤由香里氏、明田ゆかり氏、中野涼子氏、野添文彬氏、西脇靖洋氏、片岡貞治氏、南波慧氏

(事務局)

〔編集後記〕

第9号ニュース・レターをお届けいたします。巻頭言を執筆くださった松井康浩副会長、および第10回大会報告を執筆くださった会員の皆様のご協力に深く感謝申し上げます。今年度より研究大会が1年に1回となったこともあり、現在ニュース・レターの発行タイミングや内容を再検討しております。ニュース・レターには各種報告にとどまらず、会員からの投稿や各種情報も掲載したいと考えております。

掲載内容や企画のご提案など、secretariat@globalgovernance.jp までぜひお気軽にご連絡下さい。また、学会ウェブページ <http://globalgovernance.jp/> もご活用下さい。

(足立研幾)